

2020年度事業計画

2020年6月
各センター全体会議基調報告
2020年6月26日
理事会・定時評議員会

1. 2020年度のセンター・事業所の目標と方針について

新型コロナウイルス感染拡大により、開催予定がずれこんでいますが、この6月から7月にかけて、各センターの全体会議の開催を提起しています。会議では、①この間の活動の振り返りと、2020年度のセンターの目標と方針の確認、②各事業所の目標と方針と具体化について討議をすすめる、③センター運営のあり方等について意見交換をしたいと考えています。積極的な討議をお願いします。

2020年度からは、法人としての年間計画をワークシート化し、総合的な活動展開されるように管理運営会議や全役職者会議などで随時到達点を確認しつつ、重点課題と事業計画を進めていきます。2019年度末に行われた全役職者会議では、2020年度に推進していく重点課題として、以下の点を提起しています。

- 1) 新型コロナ感染拡大防止対策の真っ只中です。利用者・家族を守り、職員を守り、事業を守り、力を合わせて、安心安全の活動をすすめよう！
- 2) 学び合い培ってきた各センターでの元気の出るとりくみ、民医連方針と歴史と綱領の学習と討議、役職者の業務と役割、経営活動の学びを力に活動をすすめていこう。
とくに、今年は、憲法と平和、社会保障を守り充実を求め、学びを力に行動を広げていこう。
- 3) ひきつづき、業務改善とサービスの質向上、人材確保と養成、後継者対策のとりくみをさらに前進させよう。
- 4) こうした活動を通じて、経営改善と賃金・労働条件改善の展望を拓く年度にしよう。

すでに集約されていますが、各センター・事業所での2019年度の活動の振り返りと、2020年度の目標と方針を確認してください。

2020年度の各事業所の目標と方針は、民医連綱領の6項目に沿って、各事業所がどんな課題に取り組んでいくのかを決めてきています。

各センターの全体会議で、その内容を確認して、行動を開始していきましょう。 ➡ 民医連綱領（参照～略）

2. 2021年度介護保険制度改定の動きについて

次期介護保険制度改定に関する審議がはじまっています。2020年の国会で法案を通して、2021年に実施するという予定です。財務省からの提案に対し、厚労省が具体化をはかるという図式です。新型コロナ対策で今後どうなるのかはまだ不明ですが、骨格はすでに組み立てられています。

この間の審議内容は、安倍自公政権が進めてきた「社会保障と税の一体改革」と「経済・財政一体改革」によるものです。

介護保険制度がスタートして以来、「制度の持続可能性の確保」、「地域包括ケアの確立」、「地域

包括ケアの深化・推進」としての福祉（障害福祉）との一体改革である「我が事・丸ごと地域共生社会」構想と「全世代型」対象の地域包括ケアへの転換によって2025年をめざすものとなっています。

- ケアプラン作成の給付の在り方
 - ➔ 「ケアプランの有料にする」
- 軽度者への生活援助サービス等の給付の在り方
 - ➔ 「軽度者（要介護1,2）のヘルパー、デイサービスを「総合事業」へ移し替える」
- 多床室室料の給付の在り方
 - ➔ 「施設多床室の部屋代を老人保健施設などでも徴収する」
- 補足給付（施設の室料・食事負担の軽減）の在り方
- 保険者機能強化推進交付金制度「調整交付金」の活用 などが検討されています。

これらの政策は、国民にとってはさらなる「負担増・給付はずし」につながるものです。このままでは、いっそう介護難民、漂流社会が作られていきます。私たちは、あらたな介護福祉ウェブをまきおこして、これをはねかえしていく必要があります。

民医連の介護ウェブや社保協、介護に笑顔を！連絡会では、昨年度からケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善を求める請願をすすめ、すでに、国会に提出されています。請願内容は、次の通りです。

- ①ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の削減など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しをいっさい行わないこと
- ②すべての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件を抜本的に改善すること。実効性のある確保対策を講じること
- ③介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、制度の改善をはかること
- ④介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること。そのための財源を国の責任で確保すること

民医連や社保協の学習リーフレットを活用し、学習をすすめ、さらに署名・宣伝行動を広げてください。地域の方々、利用者や家族、事例から学び、声を上げていきましょう。介護福祉従事者の生活向上と権利の確立をめざして運動をすすめていきましょう。自治体から国への意見をあげさせよう。国会への要請行動をすすめましょう。

3. 厚別区内の拠点のある地域の状況と変化について

現在、法人の事業は、厚別区の3つの地域に拠点を構えて展開しています。この3つの地域に焦点をあてて、見てみましょう。

厚別区の中でも、とりわけ、青葉町ともみじ台地域の高齢者人口比率が急速に40%を超え、局部的な「限界集落」化がすすんでいます。独居、老々世帯が急増しており、医療と介護要求とともに、生活支援への要求が急速に高まっています。

営利企業の進出もすすめられています。低所得者層が多く居住している地域であり、減免制度の活用や無料低額の福祉サービスや生活支援サービスが求められています。

厚別中央や上野幌は、まだ比較的若い層が多いという地域になっていますが、小学校の統廃合にみられるように、これから急速に高齢化がすすんでいく見通しです。

厚別中央では、新さっぽろ駅周辺の再開発によって、大きく変わろうとしています。

新たな高層団地も作られ、高齢者が集中して移住しています。果たして、高齢者が安心して住み続けられる環境にあるのかが心配されるところです。医療機関や大学設置も進められており、成年層が集中し、いっそう様変わりしていきます。

厚別中央の戸建て住宅やマンションが集中する地域では、介護予防センターの奮闘もあり、予防

活動や健康づくりのとりくみや、サロンなどの地域での自主的な運営が前進しています。

上野幌地域は小学校の統合、児童会館の閉鎖、雇用促進住宅の民営化、新たな特養・看護小規模多機能の進出と、地域が大きく変貌しつつあります。高齢化が急速に進みますが、地理的な条件のもとで戸建てが多いために、今後、買い物や通院の足の確保と配食サービスの要求が高まります。

もみじ台地域では、かつて2万6千人だった人口が1万人まで減っています。高齢者及び障害者の日常的な生活支援が不足しており、エレベータが未設置の団地が多く、老朽化が進行しています。住環境では、バリアフリーとなっているところが少ない点が問題となっています。身近な買い物や食事をする店舗、医療機関、コミュニティーの場も限られており、通院等の交通の不便さ、孤独死が続発しており、防火防災対策も不十分のまま、市の建て替え計画の検討もすすんでいません。生活・医療・介護の要求が高まっています。老舗のスーパーとコラボした実験的な官民学の事業も始まっています。

戦略的には、もみじ台地域に拠点としての事業の比重を高めていく方向で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や共生型サービスの事業展開も視野に検討をすすめていく必要があります。

また、新札幌地域でのアクセスしやすい相談の窓口機能についても検討をする必要があります。

市内でも郊外でも、「買える福祉」としての介護保険外の生活支援のサービス（便利屋サービス）も進出し、混合介護が現実にはすすんでいます。生活支援のサービス提供については、行政の責任も明確にしつつ、協働してできるところから連携や協働し、商業ベースではない無料低額のサービス提供の検討も必要となります。

全体として、居宅介護支援や健康管理の相談機能を高め、社会福祉法人減免制度の活用などの推進が重要となります。

4. 2020年度の活動方針と事業計画について

1) 2020年度はどんな年か

2019年度末の全役職者会議の基調報告でふれた直面する情勢のポイントです。

- ①オリンピック後の「2020年経済危機」が叫ばれていたが、この新型コロナ感染のパンデミックにより、アメリカ・スタートの株の暴落、そして世界的「コロナ恐慌」へと突入したという情勢であること。安倍政権の特措法による強権発動、私権や自由の制約を許さない国民的監視が重要であること。
- ②昨年10月の消費税増税は、大企業と富裕層、軍事費には手厚い対策、一方、国民生活や中小企業、農漁業はすでに破綻をきたしている。新型コロナによる危機的な国民生活と中小企業の経済破壊への支援を最優先に求めていくことが重要であること。
- ③社会保障費予算の「自然増」は、診療報酬の連続マイナス改定などによって1200億円削減され、年金は2年連続で「マクロ経済スライド」で実質削減となり、格差と貧困が拡大し、社会保障を受ける権利が奪われていくこと。
- ④介護保険制度見直しと市町村の介護保険事業計画が作成される年であり、高齢者の医療や介護の負担増と給付外しに拍車がかかり、いっそうの改悪がねらわれていること。

その後、より一層新型コロナウイルスの感染拡大の影響が深刻化しています。

同時に、この影響は、新たな雇用不安を拡大し、中小企業の倒産が続いており、かつてない経済的打撃となっています。

いま、介護現場は、医療と同様、2つの要因による「崩壊」の危機に直面しています。

その要因一つは、感染症が現場にもたらしている困難です。ふたつ目は、介護事業所の経営上の困難です。にもかかわらず、政府の施策はまったく不十分だということです。

国や自治体の対応とリスク管理は遅々としてすすんでいません。私たちは、介護事業所を存続させるための財政支援を求めています。民医連と社保協などでは、次の点で、国に対して要求・要望書を国に提出し、交渉をすすめています。

□「新型コロナウイルス感染拡大による介護事業所へ支援等の要求」

介護事業所を守り、国民・高齢者の介護を受ける権利を守り、介護従事者を守るために、国や自治体に対して、次のことを要望しています。

- ①介護事業所に必要なマスクや消毒液、ガウン等の衛生・防護用品の確保・供給を国の責任で行うこと
- ②介護事業所が倒産・廃業に至らないよう、介護事業所への財政支援を講じること。少なくとも、前年の実績にもとづき介護報酬の概算払いを行うこと
- ③希望する介護従事者がPCR検査を受けられる体制を整備すること
- ④人材を確保するため、介護従事者への手当を創設すること

●新型コロナウイルス感染症に関する人員基準や介護報酬における対応通知が矢継ぎ早に

この間、矢継ぎ早に新型コロナウイルス感染症に関する人員基準や介護報酬における対応通知訪問介護、訪問看護、通所系サービス、居宅介護支援等、介護老人保健施設、地域密着型サービス、処遇改善加算などです。いずれも感染拡大を受け、対応していく上で基準の緩和運用や、介護報酬の算定や単価増の通知ですが、適用期間や取り扱い要件、利用者負担増となることなどの問題が続出しています。解釈をめぐって、国や自治体とのやりとりや実務対応も増加し、とても対応に係る減収や費用増への補填に値するものでもなく、混乱だけが拡大しています。

●2021年の介護報酬改定の審議が再開されました

2020年6月1日、第177回介護給付費分科会（オンライン会議）が開催され、2021年度介護報酬改定に向けた審議が再開されました。

2021年度介護報酬改定は「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」の4点がテーマで検討されます。いずれにしても、国民への負担増と給付外しの強化がはかられようとしており、引き続き介護ウェブの運動にとりくみ、こうした企みを阻止して、介護保険制度と報酬引き上げを求めていくことが重要です。

●地域共生社会の実現法案が成立 ～ 新支援事業・社福法人連携推進法人の創設について

6月5日、介護・福祉に関わる5つの法律を一括で改正する「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。社会福祉法「改正」では、総合相談支援を担う「新しい支援事業」が創設されました。

様々な生活課題に総合的・横断的に対処する体制の確立・強化は今後すべての地域で求められる課題ですが、「改正」では財政措置をふくめた政府の責任が明確にされておらず、市町村間で取り組みの差が生じる危険性があります。

さらに、取り組みの主体は住民とされており、公的支援を住民の助け合いに移し替える「互助」の環境整備を図る点にあります。社会保障・福祉削減の受け皿づくりに狙いがあることも見ておかななくてはなりません。

あわせて、複数の社会福祉法人などが連携・共同し資金や人材を融通できる社会福祉連携推進法人の創設も盛り込まれました。法人同士が相互に協力を図っていく仕組みづくりは必要ですが、社会福祉法人の再編・効率化につながる恐れがある、営利企業の参入を否定していないなどの問題も含まれています。

介護保険法の一部「改正」事項としては、介護人材の確保・資質の向上、業務の効率化、介護の質の向上などが盛り込まれましたが、処遇改善には触れていません。したがって、福祉の産業化・市場化に狙いがあります。介護福祉分野での人材養成の推進を求めていくことも介護改善運動の中でも位置付けてすすめるなければなりません。

2) 2020年度の基本方針と重点課題

1. ひきつづき、憲法改悪・9条25条解体路線や市場営利・産業化とのたたかいをすすめます。新型コロナ感染渦にあり、より国の責任で介護福祉・社会保障の充実を求め、制度・報酬・処

遇の改善を求めています。

2. 人権を尊重し、無差別平等の地域包括ケア体制に対応するサービスの質向上、医療・介護福祉・地域との連携の強化をします。
3. 健康友の会との共同、子供からお年寄りまで安心して住み続けられる福祉と防災、見守りのまちづくりをすすめます。
4. 人材の確保と養成、職場づくりと業務改善、多職種協働をすすめます。
5. 経営改善と事業転換で、黒字化・安定化めざし、中期経営計画につなげます。

3) 2020年度の事業計画

ケア・センター・事業所の管理運営の強化と職場づくり、チームづくりをすすめ、全職員参加の経営活動の前進のために、次の事業課題を重点として取り組みます。

①2020年度の事業計画

2020年度は大きな投資となる修繕工事等はありませんが、次のことを重点に事業活動をすすめます。

- ①各事業所の予算利用者計画の達成と黒字構造をつくる取り組みをすすめます。
各事業所の2020年度予算と利用計画の超過達成をめざします。
- ②無差別平等の地域包括ケアの構築、ケア・センターの地域密着型とケアの向上と充実がすすむよう事業運営の改善をすすめます。
- ③法人本部、センター・施設の事業運営体制・ケアの整備、中長期事業計画の検討をすすめます。

②2020年度の予算編成方針について

2020年度の確定予算は、3次編成まで検討を行いました。

事業収益で約8億5,700万円となり、19年度の決算見込みに対して約2,235万円の増収、人件費で▲233万円、事業費で189万円増、事務費で▲192万円となり、当期活動増減差額は378万円程の利益（黒字予算）という編成になりました。

(2020年度確定予算・事業別利用者計画等 別紙)

各事業別利用者計画の合計の昨年度比は、次ページです。

●利用者計画

		2020年度予算	2019年度実績	20予-19実
			10月報酬改定	増減
特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ（施設）	営業日（日）	365	365	0
	1日平均（人）	78	77	1
	日当円（円）	12,037	11,890	147
	収益（円）	342,681,353	333,062,667	9,618,686
特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ（介護予防）短期入所生活介護）	営業日（日）	365	365	0
	1日平均（人）	5	4	0
	日当円（円）	11,383	11,520	-137
	収益（円）	19,385,249	17,648,542	1,736,707
かりぶ・あつべつ医務室	営業日（日）	365	365	0

	1日平均(人)	5	5	-0
	日当円(円)	2,171	2,071	101
	収益(円)	3,962,770	4,048,509	-85,739

厚別中央センター		2020年度予算	2019年度実績	20予-19実
デイサービスセンターかりふ (合計)	営業日(日)	310	310	0
	1日平均(人)	20.6	19.1	2
	日当円(円)	8,924	8,880	44
	収益(円)	56,935,493	52,659,439	4,276,054
訪問看護ステーションかりふ (合計)	営業日(日)	308	309	-1
	1日平均(人)	12.2	13.3	-1
	日当円(円)	8,431	8,520	-89
	収益(円)	31,576,152	35,027,500	-3,451,348
指定居宅介護支援事業所かりふ (合計)	月給付件数(件)	168.8	170.2	-1
	日当円(円)	13,255	13,066	189
	収益(円)	26,853,732	26,680,856	172,876

もみじ台センター		2020年度予算	2019年度実績	20予-19実
ショートステイメイプルハウス (合計)	営業日(日)	365	365	0
	1日平均(人)	19.4	19.2	0
	日当円(円)	11,409	11,323	86
	収益(円)	80,892,093	79,599,258	1,292,835
デイサービスもみじの家	営業日(日)	308	306	2
	1日平均(人)	8.9	8.6	0
	日当円(円)	13,963	13,715	248
	収益(円)	38,266,996	36,140,123	2,126,873
居宅介護支援事業所メイプルかりふ (合計)	月給付件数(件)	201.7	196.6	5
	日当円(円)	11,584	11,619	-35
	収益(円)	28,032,302	27,408,164	624,138
ヘルパーステーションかえで (合計)	月訪問時間数 (時間)	1,813.8	1,873.9	-60
	時間当円(円)	3,779.0	3,575.4	204
	収益(円)	82,248,664	80,397,488	1,851,176

上野幌センター		2020年度予算	2019年度実績	20予-19実
デイサービスのののか(合計)	営業日(日)	309	309	0
	1日平均(人)	11.6	10.1	1

	日当円 (円)	8,938	8,774	164
	収益 (円)	32,018,885	27,339,420	4,679,465
小規模多機能ホームかりび (合計)	営業日 (日)	365	365	0
	月登録件数 (件)	22.0	22.1	-0
	件当円 (円)	236,738	223,430	13,308
	収益 (円)	62,498,832	59,208,887	3,289,945

*介護予防センター・生活支援ハウスえみな・サ高住ぼろかは含まれていません。

●2020年度の必要利益の考え方について

ひきつづき役職者集団の経営活動の学習もすすめつつ、法人としての必要利益を明確にし、実現するための課題をあきらかにする必要があります。必要利益とは、必要利益>借入金返済額+納税額-減価償却費で考えていきます。経営を維持発展させていくために必要な利益ということです。法人の借入金等の返済や、事業を維持させていく上で最低限必要な利益のことをいいます。利益を出す構造をしっかりと作って、資金を確保していくことが求められています。

現状としては、法人の経営の到達の上では、3000万円以上の必要利益が必要となっています。しかし、法人の現局面としては、赤字構造から、いかに黒字構造に転換し、利益をうみ出す構造を早期につくっていくことです。ひきつづき、管理運営会議、センター運営会議、事業別運営会議、事業所部会で経営改善のための検討と対策をすすめていきます。

赤字が続くと資金の流出が続き、資金繰りが切迫していきます。到底、社会福祉充実残高をうみ出す到達点にはありません。こうした状況が続くと資金繰りに影響が出てきます。資金収支バランス悪化の可能性があります。事業計画とともに資金・資金繰り計画を立てすすめています。次の事業展開と大型修繕に備えた利益による資金の計画的な蓄積が必要となります。

事業所毎のケアの質向上と業務改善をすすめ、経営改善・黒字化をめざしてとりくみます。

●人的体制と人件費、職員の育成

人材確保と職員養成は、最重要課題となります。介護職にとどまらず、全職種において同様です。このままでは、人材難による経営の破たんという構造にもなりかねません。同時に、自らが育てていかなければ、獲得できないという認識をもつことが大切です。同時に、世代交代を迎えており、管理者と幹部養成をすすめていきます。

賃金・労働条件、働きやすさ、成長できる職場を探しての流動性が高まっているととらえる必要があります。職員の資格取得と養成を支援していくシステムを活用して、育てていく職場づくりをすすめましょう。

これまでの報酬改定の実態では、処遇改善加算での対応がありますが、さらなる育成環境の改善は容易ではありません。昨年10月からの新処遇改善加算にも対応してきましたが、根本的には介護報酬の大幅改善による収益増が必須です。事業所におけるケアの質向上と業務改善を一体的に図ることが重要です。

人件費については、定期昇給の実施、一時金予算は2019年度実績を基本としていますが、昨年同様に経営推移をみながら、処遇改善をすすめます。

経営的力量を踏まえつつ、賃金・労働条件、諸手当、就業規則や定年制の見直し等をすすめます。こうした処遇改善については、労働組合との協議を行い、合意されたものから計画的に、順次実施に移します。

例年と同様、ケアマネ受験対策講座を開催します。パソコン・エクセル教室は見合わせます。

●設備投資、備品などの購入

現時点での大きな設備投資は予定していません。設備投資は、現金は流出しますが、資産化ですので、費用増にはなりません。老朽化による施設設備での修繕や買い替えがつついています。これ

は、増収にはつながりにくいため、センター・事業所での検討と対応をすすめる必要があります。

備品などの購入については、2020年度別紙のように法人全体で1800万円程の規模で考えています。集計では、2500万円程の希望が出されましたが、多くは、老朽化に伴う買い替えや修繕となっています。自己修繕などの対応することとし、圧縮しています。資金繰りの上では、購入時期を設定しています。見積もり合わせと価格交渉をすすめながら購入をすすめます。

●費用削減対策

ひきつづき、電気、水道、灯油などの水光熱費の節減対策をすすめます。スケールメリットを生かしたガソリンや灯油の事業協同組合等の活用、エコ対策システムの可能性も検討します。

●借入金の返済計画

長期借入金の償還については計画通り返済しています。長期運営資金借入金の返済額は上野幌センターの約1037万円、設備整備資金借入金のみみじ台センターと生活支援ハウスみなの年間約1,409万円となっています。費用としての支払利息の合計が、約110万円となっています。

昨年度は、夏と冬の一時金として短期借入金を各々1,500万円の枠で借り入れ、返済をおこなっています。今年度も、同等金額と金利を検討し、借り入れを継続します。

●寄付金の結集と協力基金の返済

この間、新型コロナ感染防止対策への支援や激励として、手作りマスクや衛生用品が寄せられています。しかし、一方で寄附金を広く集める仕組みづくりが遅れています。

社会福祉法人の負担軽減のための減免制度や地域公益活動の事業展開を伝えつつ、寄付金の協力の呼びかけをすすめる必要があります。また、今後の事業展開に伴っては、広くお知らせして協力基金を呼び掛けていきます。

5. 中長期の経営展望と具体化について

今後の中長期計画は、経営改善と資金確保という事業基盤の強化を支えるための人材確保と養成が重要な柱となります。民医連の次世代の担い手と役職者の養成のために力を注いでいくことが求められます。2018年の役職者会議では、中長期計画の経営課題として「・・・当面、3年間（2019～2021年）の必要利益を生み出し、月商倍率で2ヶ月（19年度末1.6ヶ月）の資金確保し、次の事業展開が可能となる構造をつくりだすこと」を早期に達成していくことを目標としました。

○地域要求の分析や、医療や歯科、他事業所との連携、業務改善やケアの質向上をはかること。

医科、歯科、介護、福祉などとのつながりや連携をどうすすめるのか、相談・宣伝・営業をどう広げるのかを鮮明にして行動にしていくこと。

○「経済格差」が「介護格差」を作っており、利用料軽減や減免制度をよく理解し、相談会活動にいかしていくこと。共同組織や地域の諸団体と共に、ひきつづき、介護予防や健康づくり、居場所づくり、公益的活動を広げていくこと。

○利用者減により収益が減少しており、人件費率が急激に上昇し、赤字構造を作っている構造となっている。赤字が続くと資金難となっていく。収益増を図る上では、低報酬の下では利用者確保が求められ、同時に、ケアの質を高めつつ、加算の取得と、地域へのアピールをすすめること。予算目標、毎月の予算達成にこだわる経営検討と職場風土の構築をすすめること。

○人材確保の養成が、すべての共通課題となる。賃金・労働条件の計画的改善と働きやすい職場づくり、共育、育成がすすみ成長し合う職場づくり、次代の担い手の養成が要となる。

○今後の事業展開は、従来型の発想では、施設建設や事業拡大という大型投資とらえがちになるが、主体的な力量からもそれは望めないこと。地域要求や主体的な力量をふまえつつ、現在の事業の発展方向と目標を定め、経営を立て直すことと、事業展開としては転換型の事業とし

での、定期巡回随時サービスや看護小規模多機能サービス、障害者福祉にも対応した共生型サービスを視野に検討し、計画を組み立てていくこととする。
そのためには、事業の統廃合もあり得るという認識ですすめていくとしています。

法人の現状と課題をどうとらえるか ～ 打開の取り組みははじまったばかり

私たちが今直面としている2つの大きな困難は、①人材確保と育成と、②経営活動と事業展開の困難です。この困難をもたらした原因には、大きくは二つあります。①歴代自民党政権とその補完勢力による、軍拡、増税と社会保障解体路線の強行、②情勢の大きな変化に対する法人の「たたか」と対応の遅れ、主体的な力量の脆弱さがあります。

このことに、今回の新型コロナウイルスの感染拡大によって、より困難な事態となっています。

国や自治体にむけたたたか」と対応をすすめつつ、内的な要因についてもしっかりと向き合っ
て、困難に立ちむかっていく必要があります。

これまでのとりくみに確信をもって、この大きな困難を打開し、力を合わせて未来を切り拓いて
いきましょう。今年度は、各センターにおいても一つの目標と課題の鮮明化し、具体的な行動に結
びつけることが大切です。

世代交代の時期も迎えており、各センターにおいても、職員育成の機能も持ち、民医連の次代を
担う後継者づくりと、盤石な事業基盤づくりをすすめていく必要があります。

法人の管理運営、法人幹部・事業所管理者の役割の発揮

法人組織の管理運営の再編と、マネジメント力量の向上、法人事務局機能の強化については、こ
れまでの地域密着型運営に加えて、センター長とともに新たに副センター長を配置し、事業運営と
ケア管理を分担しつつ、一体的に推進し、事業別運営会議と委員会活動とともにラインの責任と役
割を鮮明してすすめます。

- 職員処遇の改善とともに、奨学金制度・資格取得支援制度、職員紹介制度の活用をすすめます。
- 事業所の職場づくり・チームづくり、法人・事業所の年間研修計画、目標育成面接の継続と、個
別研修の推進をはかります。
- 事業所の役職者の業務と役割の鮮明化と整備、役職者研修の充実強化、外部研修とフィードバッ
クなどを検討していきます。

人材不足と養成の遅れの打開を

- 処遇改善交付金・その後の加算・新加算への対応も進めてきました。
- 出入国管理法を改定、外国人の新たな在留資格に介護も対象にしています。
安上がりの労働力確保政策であり、特効薬にはなり得ません。新型コロナで頓挫している状況
になっています。外国人の人権を守る運動も重要です。
- 養成機関・学校への助成、学生への償還無し奨学金の拡大など国の施策を求めていきます。
実習受け入れを再開するために、すでに学校訪問などの取り組みを開始しています。
無資格者の採用と介護資格の取得支援制度を活用し、後継者対策をすすめます。
- 厚別区での毎年の特養建設ラッシュにもかかわらず、処遇に遜色はなく推移、改善もすすめてき
ています。歴史的経過を踏まえつつ、給与や手当などの処遇体系の見直しと、整備をはかってい
きます。

報酬対応と加算取得の要件整備、法令遵守、業務改善・質向上・養成を連動させて

行政指導や監査、実地指導への対応にとどまっていた経過があります。自らの業務改善とケアの
質向上、人材の育成を結びつけて整備課題をすすめていきます。

- 2021 報酬対策会議、役職者の経営学習会 → 指定基準や報酬解釈、加算要件の獲得
- 内部点検も管理ラインの責任で進め、結果を受けて、センターと事業所、事業別運営会議での改善を基本にすすめていきます。
- コンプライアンスをすすめる人材の育成もすすめます。
- 業務改善とケアの質向上へのとりくみ → 役職者会議、事業別運営会議での実践報告と学び
- 全ての事業所で、日常業務、システムの活用、効率化をすすめます。
- 地域へのアピール・お知らせ、地域の中での役割 → 相談、宣伝と営業
- 全てのセンター・事業所でとりくみ → 法人全体 ホームページ・パンフレット

人権擁護、身体拘束禁止・虐待防止、倫理とリスク管理の強化、ケア向上とともに

- 「あすみの里」地裁での不当判決後、場所を高裁に移し、ひきつづき署名と支援活動をすすめてきました。一方で、介護事故発生時の対応やシミュレーション、リスクマネジメント活動の強化、ケアの質の向上にとりくんでいます。全日本民医連の全国会議の定期も受けて、法律事務所とも相談し、警察出動時の対応等の整備もはかっています。
- 介護事業所におけるリスク管理は、介護事故のリスクを把握し、組織的に管理することで事故を未然に防ぐことを目的とした活動です。
 - 人権擁護と身体拘束禁止・虐待防止とともに、利用者の「安心・安全」を守るためにも、介護事業所の信用を高めるためにも、運営上必須の課題として位置づけていきます。
 - 事故発生時には、法人本部に集中し管理ラインで対応することとし、「レベル管理」と責任の明確化、損害賠償の適用の可否の判断と対応、再発防止をすすめていきます。

地域とのつながり、共同組織などとの協力共同のとりくみを

- 歴史的には、特養開設前からの【つくる会】からの流れをくむ「かりび友の会」が存在し、2013年の秋からは厚別健康友の会に統合された経緯があります。したがって、ここ数年間学習会を開催し、友の会月間での地域訪問活動の実践もありますが、模索がつづいています。民医連職員として、医療や介護の専門家としての共同組織や健康友の会活動への理解と参加もこれからです。
- もみじ台地域では、民医連3事業所との合同会議や地域協議会も持たれています。地域の居場所づくり、まちづくりの課題について、できるところからすすめていきます。
- 組織の現状としては、地域の友の会員の高齢化もすすんでおり、活動のあり方や方向性について組織活動のエリア担当者も配置され、検討がすすめられています。
 - 法人としては、健康友の会へ移行後においても、民医連の共同組織について学習会や新入職員へのオリエンテーション、共同組織月間での学習や地域訪問のとりくみをすすめています。
 - 地域の町内会などの諸団体や地域の民主団体とも協力共同した活動をすすめてきています。
 - 今後の活動参加や関わりとしては、介護予防活動や健康づくり、相談会やカフェ・居場所づくりなどのまちづくり、医療・歯科・介護連携のとりくみと連動させて、友の会との協力共同のとりくみを広げていくことと、友の会の組織強化にむけて、法人として、介護福祉の専門家集団としての役割を發揮していくことが求められています。

これまでの活動を通じて、民医連綱領を学ぶ必要性と、民医連綱領の立場に立ったサービスの提供の必要性について、主体的に語れる役職者集団の成長がたちとられていきています。

この点に確信をもって、全職員で力を合わせて今後の活動を展開していきましょう。

以上